

議案第 5 8 号「柏原羽曳野藤井寺消防組合を組織する地方公共団体及び当該組合が共同処理する事務の変更及びこれに伴う柏原羽曳野藤井寺消防組合規約の変更に関する協議について」
正誤表

下記のとおり誤りを訂正いたします。

訂正箇所	正	誤
P 1 の第 5 条の改正規定	(議会の組織) 第 5 条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員の定数は、18 人とし <u>関係市町村</u> の選出区分は、 <u>次に掲げるとおり</u> とする。 (1)～(8) 省略	(議会の組織) 第 5 条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員の定数は、18 人とし <u>組合市</u> の選出区分は、 <u>次のとおり</u> とする。 (1)～(8) 省略
P 2 の第 1 5 条の改正規定	2 前項の負担金は、公平性の観点から、関係市町村における当該会計年度(地方債の元利償還金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。)の前年度の基準財政需要額(地方交付税法(昭和 25 年法律 <u>第 211 号</u>)第 2 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。)(後略)	2 前項の負担金は、公平性の観点から、関係市町村における当該会計年度(地方債の元利償還金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。)の前年度の基準財政需要額(地方交付税法(昭和 25 年法律 <u>第 21 号</u>)第 2 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。)(後略)
P 4 の新の欄中、第 5 条に係る部分	(議会の組織) 第 5 条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員の定数は、18 人とし <u>関係市町村</u> の選出区分は、 <u>次に掲げるとおり</u> とする。 (1)～(8) 省略	(議会の組織) 第 5 条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員の定数は、18 人とし <u>組合市</u> の選出区分は、 <u>次のとおり</u> とする。 (1)～(8) 省略
P 6 の新の欄中、第 1 5 条第 2 項に係る部分	金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。)の前年度の基準財政需要額(地方交付税法(昭和 25 年法律 <u>第 211 号</u>)第 2 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。)(後略)	金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。)の前年度の基準財政需要額(地方交付税法(昭和 25 年法律 <u>第 21 号</u>)第 2 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。)(後略)